

坂戸市文化会館レストラン出店者募集実施要領

1. 募集目的

坂戸市文化会館のレストラン（以下「レストラン」という。）は令和4年3月31日をもって前事業者が撤退し、以後レストランでの飲食物の提供が行われていないことから、文化会館の利用者及び地域住民の利便性向上を図るため、レストランにおいて飲食物の提供を行うことができる事業者を公募により募集する。

2. 坂戸市文化会館の概要・利用者数等

(1) 概要

坂戸市文化会館は、敷地面積7,330.21㎡、地上3階で1,085席のホールやギャラリー、会議室などを備え、市の文化活動の拠点となっている施設で、昭和50年に開館。

(2) 利用者数等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	4,890件	4,311件	1,440件	2,599件	4,786件
利用者数	155,713人	143,238人	28,834人	39,037人	88,378人

(3) 指定管理者

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

3. 店舗の概要

- (1) 所在地 埼玉県坂戸市元町17番1号（坂戸市文化会館1階）
- (2) 貸付面積 279.065㎡（レストラン・厨房）
- (3) 貸付箇所 別紙図面のとおり
- (4) 設備備品 別紙のとおり

4. 出店に関する条件

(1) 営業日及び営業時間等

- ① 施設の開館日は原則として営業することとするが、定休日を定めることも可能とする。この場合、事前に市に承諾を得るとともに、利用者に周知を図ること。
なお、文化会館の休館日は年末年始（12月29日から1月3日）及び施設管理上特別に閉館する日（令和4年度実績20日）とする。
- ② 営業時間は開館時間内（午前9時から午後9時30分）で出店者が定めることとするが、施設利用者や地域住民の利便性向上を図るという目的を達成することができる時間とすること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業その他これらに類する一切の営業は禁止とする。

(2) メニュー・価格

文化会館に相応しいメニューを施設利用者が利用しやすい価格で提供すること。また、地場産の食材を使用したメニューを取り入れること。なお、企画書に記載したメニューからリニューアルを実施する場合は、軽微なものを除き、その都度、市と内容及び価格について協議すること。

(3) 料理等の提供

レストラン内での提供を基本とするが、文化会館は施設内での飲食が可能な部屋もあるため、利用者からの要望があった場合に料理等を提供できるようにすること。

(4) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に必要な行政上の各種許認可の手続き等は、出店者の費用負担で行い、その結果を市に報告すること。

(5) 衛生管理

出店者はレストラン及び厨房（グリストラップを含む）を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すこと。その費用については、出店者負担とする。また、食品衛生上の問題等が発生した場合には、全て出店者の負担と責任で対応すること。そのために、5（3）⑤に記載する賠償責任保険等に加入することが望ましい。

(6) 廃棄物の処理

レストラン及び厨房で発生した廃棄物（不燃・可燃・資源・粗大ゴミ・汚泥等）については、出店者の責任と費用負担で処分すること。

(7) 施設の管理等

- ① 店舗の周囲に倉庫・工作物、自動販売機を設置する等の行為や形質の変更（増築、改築、外壁の色等）をすることは禁止とする。ただし、あらかじめ市及び指定管理者の承諾が得られた場合は、この限りでない。（厨房内の取り扱いについては、5（3）③も参照のこと。）
- ② レストラン内外を問わず、貼り紙、看板等の表示・掲出は、事前に市及び指定管理者とその内容や場所等について協議し、許可を受けること。

(8) 防火管理

災害時に備え、火災時の初期消火や避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。

(9) その他

レストランに関わる事故や苦情（以下、「事故等」という。）については、誠意を持って出店者が対応に当たること。なお、事故等の内容及び対応については、市及び指定管理者に報告すること。

5. 使用許可に関する条件

(1) 使用許可及び期間

レストランの出店の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。期間は許可日から令和7年3月31日までとし、以後も更

新しようとする場合はあらかじめ毎年度使用許可申請手続きを行うものとする。

なお、市からの事業者の更新の検討は、5年ごとに実施する。

(2) 営業開始日

営業開始日は、市と出店者との協議により定めた日とする。

(3) 出店にかかる費用等

① 出店料（行政財産使用料）

無料（免除）

※次年度以降は、経営状況等を勘案し決定する。

② 光熱水費・通信費

全額、出店者の負担とする。

なお、光熱水費については、指定管理者が発行する納入通知書により指定する期日までに支払うこと。

③ 設備・備品等

対象施設内に現在ある厨房機器や備品等（以下「機器等」という。）については、無償で使用することができるが、修繕、点検作業等に要する費用は出店者負担とする。

なお、現在設置してある機器等については、使用できないものもあるため、機器等の使用の可否については、必要があれば出店者の責任において、「8 その他」の手続きに従い、事前に確認を行うこと。撤去する場合は事前に市の承諾を得た上で、出店者の負担により行うことができる。

出店者は、あらかじめ市の承諾を受けて新たに機器等の設備を設置することができる。ただし、機器やそれらの設置等に要した費用について、市は負担しない。

また、内装等の改修については、事前に市の承認を得たのち、出店者の負担で行うことができる。

④ 店舗修繕費用

建物の躯体部分に係る改修及び既存の空調・電気・給排水設備の修繕費用については、市が負担する。ただし、予算措置の都合上、すぐに対応できるものではない。

⑤ 保険等

店舗を運営する上で必要となる賠償責任保険等は出店者の負担において加入すること。

(4) 実地調査等

市は必要があると認めるときは本物件について実地調査し、運営状況や経理の状況を確認するとともに、出店者に対し、資料の提出または報告を求め、必要な指示を行うことができるものとする。

(5) 原状回復

使用許可満了のときは、満了日までに本物件を原状回復すること。ただし、あらかじめ市が認める部分については、原状回復を求めない。

期間満了前に使用許可の取り消しを受けた場合は、使用許可の取り消しの日から2週間以内に、原状回復すること。また、原状回復完了後、市の確認を得なければならない。

(6) 使用許可の取消

次の各号に該当するときには、使用許可を取り消すことがある。また、使用許可を取り消した場合でも、出店者は市に対し、一切の補償を請求することはできない。

- ① 光熱水費の支払いを怠った場合
- ② 破産、会社整理、特別清算又は会社更生の申立等があった場合
- ③ 手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払不能の状態になった場合
- ④ 天変地異等により営業場所が使用不能になった場合
- ⑤ 出店者が応募条件に違反した場合
- ⑥ 使用許可後に虚偽の表明及び違反が判明した場合
- ⑦ 出店者が使用許可内容に違反し、相当の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかった場合
- ⑧ その他、法律、法令、公序良俗に反する行為があった場合

(7) その他

- ① 出店者は、使用許可に基づく一切の権利を第三者に譲渡、もしくは転貸することはできない。
- ② 市は、出店者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- ③ 出店者は、使用許可に関連して知り得た秘密を、許可期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはならない。
- ④ 提出書類及び説明内容に作為的な虚偽事項が含まれることが判明した場合には、応募は無効とする。

6. 応募資格

以下の事項をすべて満たしていること。

- (1) 衛生的かつ設備の整った店舗の飲食業を応募書類提出の時点で事業実施主体が3年以上営業し、相当の実績があること。
- (2) 諸税目を滞納していないこと。
【個人の場合】
所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、市・県民税
【法人の場合】
法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税
- (3) 食品衛生法を遵守していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある個人・法人ではないこと。

7. 参加手続き

(1) 募集実施要領の公表

① 公募期間

令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）午後5時まで

② 公募方法

坂戸市ホームページにて公表する。

③ 関係書類

本公募の関係書類については、ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提出書類

応募事業者は下記の書類を提出すること。※提出後、追加資料を請求する場合がある。

① 参加意向表明書兼企画書（様式第1号）

- ・ 下記（ア）から（キ）の項目に沿って、漏れのないようすべて提案すること。
- ・ A4用紙縦（横書き）で作成すること。

（ア）事業者の概要（運営実績）

- ・ 同業種のこれまでの運営実績について

（イ）レストランの運営方法

- ・ 運営に係る基本方針について
- ・ 営業時間、休業日について

（ウ）従業員の配置体制

- ・ 従業員の配置体制、責任体制、緊急時の体制について

（エ）安全管理・食品衛生

- ・ 防犯、防災等に対する運営上の安全管理について
- ・ 食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について
- ・ 衛生管理、清掃について

（オ）メニュー・価格

- ・ 提供を予定している主なメニューの種類及び価格について
- ・ 集客の工夫について
（例：利用者を飽きさせない工夫、SNSでの発信等）

（カ）環境への配慮

- ・ 廃棄物の減量化やリサイクルの推進について
- ・ フードロスへの取組について

（キ）アピールポイント

- ・ 参加動機、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項について

(例：災害時における支援・連携、指定管理者との連携等)

- ② 業務に必要となる免許の写し（営業許可証、調理師免許等）
- ③ 会社案内又は事業概要書

【個人の場合】

- ④ 納税証明書（直近3年で所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、市・県民税の未納がない証明書で、応募の日から3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ （青色申告の場合）決算書（直近3年分）※確定申告時の添付書類
（白色申告の場合）上記「（青色申告の場合）決算書」に類するもの（直近3年分）

【法人の場合】

- ⑥ 登記簿謄本（応募の日から3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 定款またはこれに類する書類
- ⑧ 納税証明書（直近3年で法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、法人市民税の未納がない証明書で、応募の日から3か月以内に発行されたもの）
- ⑨ 決算報告書（直近3年分）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

市民生活課へ持参または郵送（令和5年11月30日必着）

※郵送の場合は簡易書留で送ること。

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝休日を除く）

(6) 提出期限

令和5年11月30日（木）午後5時まで

(7) 質問の受付及び回答

① 質問受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）午後5時までに、「質問書」（様式第2号）を電子メール又はFAXで送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること（持参も可）。

② 回答方法

令和5年11月20日（月）までに市ホームページにおいて公表する。

8. その他

レストランの現地視察を希望する場合は、事前に市民生活課へ申し出ること。

9. スケジュール (予定)

時 期	内 容
令和5年11月 1日 (水)	・募集要項の公表 ・参加意向表明書兼企画書の受付開始 ・質問書の受付開始
11月15日 (水)	・質問書の受付終了
11月20日 (月)	・質問回答 (ホームページへの公表)
11月30日 (木)	・提出書類締切 (参加意向表明書兼企画書)
12月 6日 (水)	・参加資格結果通知
12月 8日 (金)	・第1次審査 (書類審査)
12月13日 (水)	・第1次審査結果通知
12月20日 (水)	・第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) ※応募団体が1者のみで、書類審査の結果が基準点を超えている場合は実施しない場合がある。
12月26日 (火)	・第2次審査結果通知
12月27日 (水) 以降	・選定結果の公表
令和6年 1月～3月	・営業準備期間
3月中	・行政財産使用許可 (令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)
4月 1日 (月) 以降 (市と出店者が協議の上、決定)	・営業開始

10. 評価基準

別紙1「提案の評価基準【第1次審査】」、別紙2「提案の評価基準【第2次審査】」のとおりにする。

11. 審査方法

(1) 第1次審査 (書類審査)

参加事業者から提出された「参加意向表明書兼企画書」により、書類審査を実施する。
審査結果については、令和5年12月13日 (水) までに参加事業者宛てに郵送等で通知する。

(2) 第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

① 日時及び場所

令和5年12月20日 (水) 坂戸市役所 4階403会議室

※実施時間等詳細については、後日連絡する。

② 内容・所要時間

プレゼンテーション 10分/ヒアリング 10分

③ 審査結果

令和5年12月26日(火)までに、第2次審査参加事業者宛てに郵送等で通知する。

12. 出店候補事業者の決定

(1) 第1次審査及び第2次審査の評価点は100点満点で、各審査において、選考委員の評価点を合計し、基準点(60点×選考委員数)に満たない提案者については不選定とする。

(2) 第1次審査及び第2次審査の評価点を合わせた総合点が最も高い事業者を出店候補者として決定する。

※応募者が1者のみで、第1次審査の点数が基準点以上の場合、第2次審査は行わないことがある。

13. 選定結果の通知・公表

参加事業者に選定又は不選定の結果を郵送等で通知する。

14. 留意事項

(1) 参加意向表明書兼企画書の提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第3号)により届け出るものとする。

(2) 発注者は必要と認める場合に、個別に提出書類の内容についての確認や追加資料の提出を求めることがある。

(3) 本募集に要する一切の費用は、応募する事業者の負担とする。

(4) 提出された書類等は、坂戸市情報公開条例に基づく情報請求があった場合には対象公文書として原則開示する(ただし、市が同条例の規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く)。

(5) 発注者に提出された文書等は、原則として返却しない。

(6) 発注者に提出された文章等について、原則提出後の差し替えは認めない。

(7) 審査の内容についての問い合わせには一切応じられないものとする。

(8) 評価基準、評価結果に対する一切の意義申し立ては受け付けられないものとする。

15. 問合せ先・提出先

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1

坂戸市 市民部 市民生活課 市民文化係(担当:菅原)

電話:049-283-1331(内線312)

※受付時間:午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く)

FAX:049-283-1716

E-mail:sakado31@city.sakado.lg.jp